

計画相談支援事業所 管理者様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長
子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長

障害児通所支援事業と障害福祉サービス事業を併給する者の相談支援について

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。
見出しの件につきまして、下記のとおり支給決定における取り扱いを変更いたします
のでご確認ください。

記

1 趣旨

障害児通所支援事業と障害福祉サービス事業を併給している者に対する障害児相談支援及び計画相談支援の支給決定について、整理し取り扱いの変更をするもの。

2 現行の本市支給決定の取り扱い

- ・障害児通所支援事業と障害福祉サービス事業を併給している障害児が18歳到達後も引き続き障害児通所支援事業を利用する場合は、計画相談支援の支給決定及びモニタリングの設定をし、障害児相談支援の支給決定はそのまま行う（モニタリングは未設定）。
→事業所は計画相談支援で請求。
- ・障害児通所支援事業を利用している障害児について、障害児通所支援の支給決定とは全く別のタイミングで障害福祉サービス事業のみを決定する場合は、その支給決定にかかる計画相談支援の支給決定を行う（モニタリングは未設定）。障害児相談支援の支給決定及びモニタリング設定は変更しない（モニタリング期間は適宜見直しを行う）。
→事業所は障害福祉サービス事業にかかる計画は計画相談支援で請求。
- ・障害児通所支援事業の支給決定と同じタイミングで障害福祉サービス事業を決定する場合は障害児相談支援の支給決定及びモニタリング設定を行う。
→事業所は障害児相談支援で請求。
- ・障害児通所支援事業を利用していない障害児が障害福祉サービス事業を利用する場合、その支給決定にかかる計画相談支援の決定及びモニタリングの設定を行う。
→事業所は計画相談支援で請求。

3 国取り扱い【相談支援に関するQ&A（令和7年3月18日）問53（答）より】

- ・障害児通所支援事業と障害福祉サービス事業の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定される。なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。

4 本市支給決定の取り扱いの変更について

- ・障害児通所支援事業の決定がある者については、障害児相談支援のみの支給決定およびモニタリング設定とする。
- ・居宅介護等障害福祉サービスのみ決定がある障害児の場合は計画相談支援の支給決定及びモニタリングの設定を行うが、その後障害児通所支援事業の追加を行う場合は、計画相談支援は取り消し、障害児相談支援の決定及びモニタリング設定を行う。
- ・18歳到達後、卒業や年度末まで障害児通所支援事業を利用する者は、18歳到達後も障害児通所支援事業の支給決定期間内は障害児相談支援で対応する。

→国が示す取り扱いのとおり、障害児相談支援の支給決定がある対象者の場合は、障害児相談支援として請求していただくことで統一。

5 変更時期

令和7年10月1日

※すでに現行の取り扱いで計画相談等の決定をされている方は、次回更新時や年度の切り替え等のタイミングで支給決定の変更がされるため、現行の取り扱いのとおり計画相談支援で請求。

6 留意事項

- ・障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際は、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

【相談支援に関するQ&A（令和7年3月18日）問69より】

(問) 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

(回答) 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。(報酬告示1の注4参照)

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

- ・請求に関して不明点等ある場合は、障害者支援課・子ども福祉課に確認すること。

問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所 障害者支援課 認定支払担当

TEL (052) 972-2639 FAX (052) 972-4149

名古屋市役所 子ども福祉課 子ども発達支援担当

TEL (052) 972-2520 FAX (052) 972-4440